

事務連絡

令和2年7月8日

各都道府県・指定都市国際交流主管部長 殿

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長 殿

総務省自治行政局国際室長  
外務省大臣官房人物交流室長  
文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長

### 令和2年度JETプログラム事業における新規招致について（通知）

平素より、JETプログラム事業に御理解・御協力をいただきまして、ありがとうございます。

現在、我が国においては、新型コロナウイルス感染症対策として水際対策措置が講じられており、訪日前14日以内に感染症危険情報レベル3の指定された国・地域に滞在歴がある外国人の入国は原則拒否されているところです。

こうした中、令和2年度JETプログラム事業における新規招致にあたっての基本的な方針等については、下記のとおりとしますので、お知らせします。

なお、都道府県・指定都市におかれましては管内市区町村担当部局に、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会に対して、本件の周知を図るようお願いいたします。

### 記

#### 1. 本年度における新規招致にあたっての基本的な方針

令和2年度JETプログラム事業については、今後、一斉ではなく、日本入国に必要な手続をとることが可能となった場合に、当該国から順に招致を開始することを想定しています。このため、当初9月に予定していた来日直後オリエンテーションの実施による受入ではなく、入国が可能となった参加者に対して個別にオリエンテーションの実施等の対応を行うこととします。

#### 2. 新規招致の期限

夏来日者については、令和3年度に向けたJET参加者の募集活動のスケジュール等を勘案し、9月末日の時点で日本入国に必要な手続をとることが可能となっている国までを対象として招致とすることとします。

4月来日者については、既に赴任団体の内定が行われていることを踏まえて、本人及び任用団体の意向を優先して対応することとし、今後、（一財）自治体国際化協会から各赴任団体に連絡します。

#### 3. その他

今後、招致が可能となった場合の具体的な事務手続等については、別途、実際の対応を行う（一財）

自治体国際化協会から連絡します。

また、今後の情勢変化に伴い、上記の取扱を変更する必要がある場合には、改めて連絡します。

**【問い合わせ先】**

(総合調整・地方財政措置に関すること)

総務省自治行政局国際室 中村補佐、安田事務官、吉田事務官

TEL : 03-5253-5527 E-mail : kokusai@soumu.go.jp

(在外公館での募集・選考に関すること)

外務省大臣官房人物交流室 西出補佐

TEL : 03-5501-8000 内線 3771

(ALTの学校における業務に関すること)

文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室 荒川(優)係長 板橋係員

TEL : 03-6734-3480